

年金

「年金教育資金
貸付制度」を
ご利用ください

以上、この5つの要件すべてにあてはまる、融資の申込みができます。

税

固定資産課税台帳
縦覧のお知らせ

3月15日(金)まで
おすすめですか?
確定申告

◎申告に持参するもの
印鑑・各種所得控除証明書
(生命保険などの控除証明書・医療費などの領収書)、源泉徴収票、公的年金等支払報告書(給与・年金収入のあった方)、税務署から送付された申告書類など。

融資額(限度額)
厚生年金加入中の方
100万円

50万円

国民年金加入中の方

もうすぐ、春です。4月から高校や大学に入学を予定されている方がおられるご家庭も多いかと思います。

そこで、国民年金や厚生年金の被保険者(加入者)を対象とした融資制度として『年金教育資金貸付制度』がありますので、ご案内します。

この制度を利用するためには、

①国民年金を納めた期間や厚生年金保険の加入期間が合算して10年以上あること。

②申込み月の前々月までの過去2年間に保険料の未納期間がないこと。

③年間収入が1,210万円(事業所得者の場合は990万円)以下であること。

④融資の対象となる学校入學又は在学している親族がいること。

⑤現在、国民年金に加入の場合、申込み月の前々月において保険料納付の免除を受けていること。

次の大型ごみの日は
**4月21日(日)
です。**

地域で決められた場所に収集車が来るまでに出しましょう。

融資資金は、学校の納付金、下宿・アパートの家賃や通学にかかる費用、受験や入学に際して必要な諸費用、在学中の国民年金保険料など、幅広くご利用になれます。

平成14年度の固定資産税は、平成14年1月1日現在で固定資産を所有されている方に課税されます。家屋台帳には、土地、家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

方、土地の異動のあった方、町内に土地・家屋・償却資産を新たに所有された方はお確かめください。

方、土地の異動のあった方、町内に土地・家屋・償却資産を新たに所有された方はお確かめください。

3月1日(金)～3月22日(金)

執務時間中

松山市南堀端町5-7

愛媛県年金福祉協会

社団法人

松山東京生命館

☎ 941-7667

縦覧場所

役場税務課

持参品

印鑑

※代理の方は、所有者の委任状が必要です。

※平成14年度の納税通知書は、4月中旬に発送予定です。

お問合せ先

お問合せ先
役場税務課資産税係
☎ 985-4111

平成13年分 所得申告相談日程表

月	日	曜	出張申告			一般申告 9時～11時30分 13時～16時
			9時～11時30分	13時～16時	申告会場	
3	1	金	塩屋	北川原	各地区の公民館又は所 集会場	3月15日(金)まで2階 大会議室で受付をし ます。(ただし、土日を除く。)
	2	土				
	3	日				
	4	月	永田・大溝	徳丸		
	5	火	横田・東古泉	中川原		
	6	水	鶴吉	神崎		
	7	木	新立・本村	出作		
	8	金	宗意原	北黒田		
	9	土				
	10	日				
	11	月	南黒田	筒井		
	12	火				
	13	水				
	14	木				
	15	金				
一般						